

水環第399-1号
令和7年 月 日

浄化槽管理者(使用者) 様

埼玉県知事 大野 元裕
〇〇市長 〇〇 〇〇
(公印省略)

埼玉県と〇〇市からの重要なお知らせ

浄化槽の定期検査の受検について

家庭や事務所から出る排水は、浄化槽で適切に浄化して放流する必要があり、浄化槽が正常に機能しているか確認するため、毎年、定期検査を受けることが法律で義務付けられています。

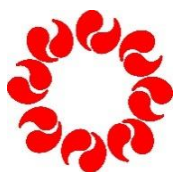
ついては、同封のハガキに必要事項を記入のうえ、令和7年 月 日までに投函してください。

- ・所定の期日までにお申し込みがない場合、改めて御連絡を差し上げます。
 - ・行政命令に従わない場合は罰則(30万円以下の過料)が科せられます。
- なお、既にお申込みの方に、行き違いでこの通知が届いた場合は御容赦ください。

※1 検査手数料は 5,000 円(家庭用)です。

※2 埼玉県が指定した「一般社団法人 埼玉県〇〇協会」が検査を行います。

この通知に関するお問い合わせ先



埼玉県浄化槽定期検査コールセンター
048-577-5431

- 音声ガイダンスで市町の番号案内が流れます。
〇〇市は「□」の次に、「□」を押下してください。
- 受付時間 9:00~17:00(土日・祝日を除く。)

※開設期間 令和7年9月10日(水)~

令和7年12月 5 日(金)まで